(6)　緊急往診加算、夜間・休日往診加算又は深夜往診加算を併算定している往診料の算定件数				
(7)　看取り実績並びに病院又は診療所及び病院以外又は診療所以外における看取りの数				
ホ　在宅療養患者の受入れのための確保病床の数				
ヘ　在宅療養患者の診療実績				
ト　在宅患者緊急入院診療加算の算定件数				
十五～二十五　（略）	（略）	五～十五　（略）	（略）	（略）

（医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部改正）

第三条　医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（平成二十七年厚生労働省告示第百九十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後		改正前	
医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかった事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。		医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号。以下「規則」という。）第三十条の三十三の八の規定に基づき、医療法施行規則第三十条の三十三の八の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法は、次の表の上欄に掲げる公表内容（入院患者に提供する医療の内容の項に掲げるものにあっては、医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第三十条の十三第一項及び第二項の規定により報告がなかった事項又は十件以上報告された事項に限る。）に応じ、同表の下欄に掲げる公表単位で公表するものとする。	
公表内容	公表単位	公表内容	公表単位
（略）	（略）	（略）	（略）
三　病床数、人員の配置、医療機器等の配置その他必要な事項	病棟（ロ（1）及びハ(1)、(2)及び(23)を除く。）	三　病床数、人員の配置、医療機器等の配置その他必要な事項	病棟（ロ（1）及びハ(1)、(2)、(7)及び(23)を除く。）
イ・ロ　（略）		イ・ロ　（略）	
ハ　医療機器等		ハ　医療機器等	
(1)～(3)　（略）		(1)～(3)　（略）	
(4)　急性期総合体制加算1から5までのいずれかを算定している病院にあっては、急性期総合体制加算1から5までのいずれを算定しているかの別	病院又は診療所、イ（2）及びロ（2）にあっては、病棟及び病院又は診療所	(4)　総合入院体制加算1から3までのいずれかを算定している病院にあっては、総合入院体制加算1から3までのいずれを算定しているかの別	病院又は診療所、イ（2）及びロ（2）にあっては、病棟及び病院又は診療所
(5)　包括期充実体制加算を算定している病院にあっては、その旨		(5)　急性期充実体制加算1又は2を算定している病院にあっては、その旨	
(6)　看護・多職種協働加算を算定している病院にあっては、その旨		（新設）	
(7)　医療提供機能連携確保加算を算定している病院にあっては、その旨		（新設）	